

## 「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター

監査室(契約監視委員会事務局)

電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成29年度第3回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成29年12月12日（火）に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」（平成23年3月25日設置）において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

### 第3回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会（概要）

- 開催日及び場所 平成29年12月12日（火）国立がん研究センター第5会議室
- 出席者
  - ・ 委員(敬称略) 小野 高史（監事 ※委員会委員長）  
増田 正志（監事）  
長崎 武彦（公認会計士）  
加藤 一郎（弁護士）  
小林 広（監査室長 ※委員会事務局）  
松井 正樹（監査専門職 ※委員会事務局）
  - ・ 契約担当者 総務部長、財務経理部長、事務部長、財務経理課長、調達企画室長、  
経理室長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

（今回は、平成20年度を平成28年度に、平成19年度を平成27年度にそれぞれ読み換えるものとする）

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。（今回は、平成21年度を平成29年度に読み換えるものとする）

○ 審議概要

- 1) 平成29年度第2回契約監視委員会（9月22日）における指摘事項の確認  
事前提出資料により、改善要求事項7件について確認した。

【指摘事項】

- ① 予定価格対契約額 100%に対する対策については、予定価格の適切な設定を行うとともに、全ての契約について価格交渉を十分に行い改善すること。各四半期における改善状況を、数値で見える化を図り報告すること。
- ② 予定価格は、契約種別や契約方法に応じた適切な内容により設定する必要がある。人事異動リスク等も踏まえ内容の標準化を図る為、「予定価格策定マニュアル」を早急に作成し、担当者に周知徹底を図ること。
- ③ 一者応札について、一社独占販売でない一般機器が一者応札となった事例については、今後はその原因を深く追及し「一者応札状況確認記録」としてまとめ、明確に残しておくこと。
- ④ 契約事務手続きの遅延により一社応札となった事案が3件あったので、前年度からの継続業務については「調達予定情報」一覧を適宜追記し漏れが無いように管理し、一社応札とならないよう改善すること。

- 2) 平成29年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約44件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 14件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 2件
- ・ 研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。 21件
- ・ 競争に付することが不利となる機器の移設、修理。 2件
- ・ 法令等により相手が特定されるもの。 3件
- ・ 一社専売により相手が特定されるもの。 1件
- ・ 厚生労働大臣が選任する会計監査人契約。 1件

【指摘事項】

- ① 随意契約リストにおいて、契約審査委員会に審議された案件が、契約監視委員会に多数付議されておらず不適切である。今後は委員会への付議手順をきちんとフローチャートとして整理するとともに、付議漏れを発生させないこと。  
また、平成29年度における以前の付議漏れが有れば、次回に必ず付議すること。
- ② 随意契約の適用条項が、実際の契約内容と一致しないものが見受けられるので改善すること。
- ③ 証明書について、当社が唯一とは解せない内容が見受けられる。また、理由書については、不備が散見されるので、きちんと精査すること。
- ④ 随意契約リストの記載漏れや誤りが多いので、内容をよく確認のうえ作成すること。

3) 平成 29 年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約 18 件について確認した。

【指摘事項】

- ① 前回の入札では、9 社が入札書を受領し 5 社が応札していたが、今回は 8 社が受領し一者応札となった案件について、その原因を明確にすること。
- ② 平成 29 年度における以前の付議漏れが有れば、次回に必ず付議すること。

4) 一者応札一者応札・応募等事案のフォローアップ票（新規該当事案）の確認

該当事案なし。

5) 平成 29 年度契約審査委員会の審議状況について

事前提出資料により、平成29年度第5回～第7回契約審査委員会の内容を確認した。

【指摘事項】

契約審査委員会審議案件一覧において、記載漏れや誤りが多いので、内容をよく確認のうえ委員会に提出すること。

6) 業者支払い状況について

平成 29 年 7 月～9 月における支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 87.2% の状況について確認した。

【指摘事項】

なし。

以 上